

## ふるさと散岐地域づくり協議会規約

### (名称)

第1条 この会の名称は、ふるさと散岐地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 散岐地区において、魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、市との連携のもとにふるさと散岐地域づくり計画の策定及びその推進を図ることを目的とする。

### (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 散岐地区の居住者で、会長の推薦を受けた別表1に掲げる者
- (2) 散岐地区に存する各種団体のうち、別表2に掲げる団体の長・副又は代表者

### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 会長      | 1名  |
| (2) 副会長     | 若干名 |
| (3) 事務局長    | 1名  |
| (4) 専門部会部長  | 3名  |
| (5) 専門部会副部長 | 2名  |
| (6) 会計監査    | 2名  |

### (役員の仕事)

第5条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 事務局長は、協議会の事務を総括する。

4 専門部会部長は、本会の運営に伴う企画、その他協議会の事業について協議する。

5 会計監査は、協議会の経理を監査する。

### (役員を選出)

第6条 会長、副会長、専門部会部長、専門部会副部長、会計監査は総会において委員の互選によりこれらを定める。

2 事務局長は、公民館長の職にある者を充てる。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第9条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、委員の過半数が出席することによって成立する。
- 4 総会は、次の事項を協議する。
  - (1) 規約の変更に関する事。
  - (2) 役員を選出に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他協議会が第2条の目的を達するための基本事項に関する事。
- 5 総会の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

(役員会)

第10条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、役員会の開催について準用する。
- 3 役員会は、協議会の運営について協議する。

(委員の職務)

第11条 委員は協議結果について、散岐地区住民に理解を求めよう努めるものとする。

2 第3条第2号に定める委員は、その所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

(専門部会)

第12条 会長は総会に諮って、専門的事項を調査研究するための専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 専門部会に部長、副部長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部長は、専門部会で調査研究した結果を総会に報告するものとする。

(会計)

第13条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了するものとする。

(顧問及び相談役)

第14条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は総会にはかかって会長が定める。

(付則) この規約は平成21年3月25日から施行する。

(付則) この規約は平成22年4月23日から施行する。

(付則) この規約は平成24年4月21日から施行する。

(付則) この規約は平成27年4月10日から施行する。

(付則) この規約は平成30年4月14日から施行する。

(付則) この規約は平成31年4月11日から施行する。

(付則) この規約は令和2年4月9日から施行する。

(付則) この規約は令和3年4月24日から施行する。